

# イノベーション推進事業



(産業技術実用化開発助成事業)  
(研究開発型ベンチャー技術開発助成事業)  
(次世代戦略技術実用化開発助成事業)

## 説明資料

### －内容－

- ・事業の目的と仕組み
- ・応募要件について
- ・助成対象費用について
- ・申請、採択スケジュール

- 優れた先端技術シーズを実用化に効率的に結実させることを通じて、我が国技術水準の向上、イノベーションの推進を図るために民間企業が行う、優れた技術の実用化開発に対して助成を行うことを目的とする。
- 特に最近の経済情勢等にかんがみ、経済危機対策の一環として「低炭素革命、健康長寿、底力発揮」の推進のため、我が国の経済成長の鍵を握る技術力の強化を図る。
- 民間企業が技術を新たな価値創造に結びつける経営意識をもって研究開発の成果を事業戦略上活用することを推進する。

# 事業の区分

助成事業名称	公募に必要な条件
産業技術実用化開発助成事業 → 以下 <b>【産業技術】</b>	・なし(資本金により助成率が異なる)
研究開発型ベンチャー技術開発助成事業 → 以下 <b>【ベンチャー】</b>	・申請時に設立10年以内 ・資本金3億円以下もしくは従業員300人以下
次世代戦略技術実用化開発助成事業 → 以下 <b>【次世代】</b>	・なし

(注)

●2社以上(子会社等含む)による共同申請は不可

●【次世代】に申請した場合でも、技術開発内容により、【産業技術】または【ベンチャー】で採択することがあります。

# (応募要件) ☆対象となる技術課題

新たな産業・雇用創出に資する技術課題であって、以下の8分野に該当し、経済危機対策における成長戦略の3分野(低炭素革命、健康長寿、底力発揮)にも資するものとします。ただし、ヒトクローンや経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除きます。

(1) ライフサイエンス

(2) 情報通信

(3) 環境

(4) ナノテクノロジー・材料

(5) エネルギー

(6) 製造(ものづくり)技術

(7) 社会基盤

(8) フロンティア

## 【産業技術】【ベンチャー】共通

- (1) 事業期間終了後 **3年以内で実用化**が可能な具体的な計画を有すること。
- (2) 事業期間終了後 **1年以内までに、サンプル出荷等ユーザーからの評価を受けることが可能**となる計画であること。
- (3) 助成対象事業が、科学技術基本計画の指針等に示されている社会的目標、および技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであること。
- (4) 助成対象事業が、**新規産業の創造に資する実用化開発**を行うものであること。

## 【次世代】

- (1) 事業期間終了後 **5年以内で実用化**が可能な具体的な計画を有すること。  
あるいは、事業期間内に「**事業期間終了後5年以内の事業化計画**」に関する**実用化調査を実施**することが明確であること。
- (2) 助成対象事業が、科学技術基本計画の指針等に示されている社会的目標、および技術開発課題を達成するために十分に有効な実用化開発を行うものであること。
- (3) 助成対象事業が、**次世代に向けた技術のブレークスルー**を目指す革新的な**実用化技術の開発**を実施するものであり、**新規産業の創造**に資する**実用化開発**を行うものであること。

# (応募要件) ☆ 事業者の要件 ①



## 【産業技術】【ベンチャー】【次世代】共通(その1)

- (1) 日本に登録されている企業であって、当該事業者が日本国内に本申請に係る主たる技術開発のための拠点を有すること。
- (2) 助成対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。  
(申請した事業者が主体となって、技術研究開発を行うこと)
- (3) 助成対象事業を的確に遂行するために必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な財務的基礎を有すること。

## 【産業技術】【ベンチャー】【次世代】共通(その2)

- (4) 助成対象事業に係る**経理**その他の**事務**について、的確な**管理体制**および**処理能力**を有すること。
- (5) 助成対象事業終了後の**実用化を達成するために必要な能力**を有すること。
- (6) 技術に関する研究及び開発の成果を経営において**他の経営資源と組み合わせて有効に活用するとともに**、将来の事業内容を展望して**研究及び開発を計画的に展開する能力**(以下「**技術経営力**」という。)を有することにより、**イノベーションを実現する**可能性を有する者。  
＜「企業経営自己評価(紹介)レポート」の提出＞

## ●過去に実施したイノベーション推進事業の実用化状況に関して

過去に実施したイノベーション推進事業の実用化状況について、**申請書に詳しく記載**していただきます。また、審査の過程で実用化状況に関するヒアリング等を行うことがあります。

## ●本事業内の重複申請

同一事業者が複数の申請をすることは可能です。

ただし、**同時に同一テーマで【産業技術】，【ベンチャー】，【次世代】の複数の事業に同時に申請することはできません。**

## ●重複助成の排除

「申請者」、「共同研究先」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成の対象とせず、採択を行いません。

本事業については**実証要素が多いものでも、研究開発要素があると認められるものについては、申請可能です（創薬等の研究開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能です）。**

# 助成内容 ①



	【産業技術】
事業期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定通知書に記載する事業開始の日から、平成23年2月28日まで。</li><li>・年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。</li></ul>
助成対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・助成の対象となる費用は、当該技術開発に必要な費用のうちこの事業に専用として使用するものが対象</li></ul>
助成率	助成対象費用の1/2以内(資本金300億円未満) 助成対象費用の1/3以内(資本金300億円以上)
助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年度につき1億円程度までを想定。 (ただし、革新的な技術であり、かつ、成果の実用化による新規市場創出効果が相当程度大きい申請については、3億円程度まで認められる場合もあります。)</li><li>・下限は初年度1千万円</li><li>・NEDOが実績を確認した上、精算払い。</li></ul>

## 助成内容 ②

	【ベンチャー】
事業期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定通知書に記載する事業開始の日から、平成23年2月28日まで。</li><li>・年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。</li></ul>
助成対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・助成の対象となる費用は、当該技術開発に必要な費用のうちこの事業に専用として使用するものが対象</li></ul>
助成率	助成対象費用の2/3以内
助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年度につき1億円程度までを想定。 (ただし、革新的な技術であり、かつ、成果の実用化による新規市場創出効果が相当程度大きい申請については、3億円程度まで認められる場合もあります。)</li><li>・下限は初年度1千万円</li><li>・NEDOが実績を確認した上、精算払い。</li></ul>

# 助成内容 ③



	【次世代】
事業期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・交付決定通知書に記載する事業開始の日から、平成23年2月28日まで。</li><li>・年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。</li></ul>
助成対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・助成の対象となる費用は、当該技術開発に必要な費用のうちこの事業に専用として使用するものが対象</li></ul>
助成率	助成対象費用の2/3以内
助成金	<ul style="list-style-type: none"><li>・1年度につき1億円程度までを想定。 (ただし、革新的な技術であり、かつ、成果の実用化による新規市場創出効果が相当程度大きい申請については、3億円程度まで認められる場合もあります。)</li><li>・下限は初年度1千万円</li><li>・NEDOが実績を確認した上、精算払い。</li></ul>

# 助成対象費用(費目)

消費税は対象外です。



申請事業者にて発生し、この事業に専用で使用するものの費用が対象です。

経費区分	種別	対象
I. 機械装置等費	1. 土木・建設工事費	プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費	助成事業に必要な機械装置、その他備品の製作、購入、改造等に要する経費。 (資産登録の対象となる装置の材料費、設計・製造外注費を含む。)
II. その他経費	1. 消耗品費	技術開発の実施に直接必要な資材、部品、消耗品費等の製作又は購入に要する経費。 (資産登録を行わない試作品製造に必要な経費を含む。)
	2. 旅費	技術開発を実施するために特に必要とする研究員の旅費、滞在費、交通費及び学会参加費。
	3. 外注費	技術開発の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費。
	4. 諸経費	上記の1～3以外の経費で、助成事業の実施に特に必要と認められる経費。 技術開発を行うために直接必要な文献購入費、光熱水料、コンピュータ使用料、試料分析鑑定料、試作品運搬料等必要な経費。 研究開発型ベンチャーのみ、助成事業による発明を特許出願するために必要な経費(助成対象費用総額の10%以内)を認める。
III. 共同研究費	共同研究費	助成事業のうち、共同研究契約に基づいて学術機関等が行う技術開発に必要な経費。 (費目別内訳も提示が必要です。年度末に <b>使途明細を確認</b> します。尚、間接経費も対象とします。) 【産業技術】【ベンチャー】は「助成金額 <b>1,000万円</b> 」又は「交付決定時における助成金総額の <b>10%</b> 」、【次世代】は「助成金額 <b>2,000万円</b> 」又は「交付決定時における助成金総額の <b>20%</b> 」のいずれか低い額。
労務費	労務費	技術開発職員、工員等、技術開発に直接従事する助成事業者の従業員に対する人件費(ユーザニーズの調査、生産インフラの検討など本申請に係る技術開発成果の事業化を目的とした業務を含む。) 上限値:助成対象費用合計の <b>20%</b>

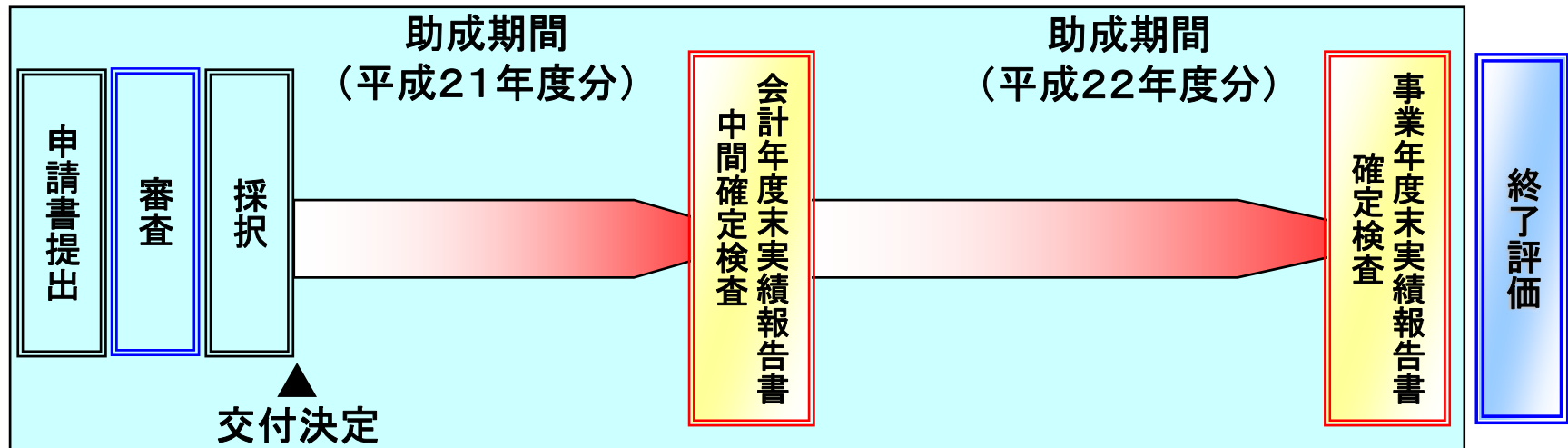
固定資産登録するもの(生産設備は対象外)

固定資産登録しないもの

人件費

# 助成事業の採択後

- \* 採択された事業は、申請者の企業名、事業の名称および事業の概要を公表します。  
(概要は助成金交付申請書 1 ページ目に **150字以内** で記載された事業の概要)
- \* 事業期間は年度ごとの助成期間からなり、複数年度の交付決定を行います。



# 第一期採択実績

	申請件数	採択件数	倍率
産業技術	51件	32件	1.6
ベンチャー	109件	68件	1.6
次世代	98件	50件	2.0

NEDOホームページにて公表

<https://app3.infoc.nedo.go.jp/informations/koubo/koubo/CA/jitsuyou/H21-2/nedokoubo.2009-08-11.4045950332/>

本事業への申請は、

- ・ 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による申請
  - ・ NEDOへの申請書類 (提出書類一式及び電子ファイル)
- の両方が必要です。

e-Radシステムの使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。早めの登録をお願いします。

e-Radによる申請手続きを行わないと  
本事業への申請ができませんので、充  
分留意ください。

- ・ホームページ掲載の**申請書様式**を用いて作成して下さい。  
(様式は各申請事業用のものを使用して下さい)  
注)申請書様式を端末にダウンロードしてから作成を始めてください。  
申請書様式(ワードファイル)の一部の表(助成対象費用(別紙)他)は**エクセルファイル**を埋め込んでいます。  
表の部分をダブルクリックした後、**直接書き込んでください**。  
作成法の詳細は、**記入要領を参照してください**。
- ・**押印する申請書正本(様式1)を1ページ目**としてください。  
(表紙は不要です。)
- ・**正1部(片面印刷)、写し20部(両面印刷)**を提出ください。  
(電子ファイルでは受け付けていません。)
- ・申請内容を抜粋した**電子ファイル情報**を  
**CD-Rまたはフロッピーディスク**で提出ください。  
(ホームページ掲載の「**電子データ要旨**」様式を使用のこと)

# 申請書受付



## 《持ち込みの場合》

平成21年9月7日(月)(10:00~15:00)

21階に臨時受付を開設しますので、直接お持ち下さい。

## 《郵送の場合》

〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

ミュージア川崎セントラルタワー 20階

NEDO技術開発機構

研究開発推進部

イノベーション実用化推進グループ

TEL:044-520-5173

FAX:044-520-5177

メールアドレス:innovation21-2@nedo.go.jp

《第二期締め切り》持ち込み、郵送とも  
**平成21年9月7日(月) 15:00必着**